

消費生活センターからの

平成 27 年
9 月 1 日発行
No. 13

お知らせ

こんにちは！長岡市立消費生活センターです。

この「お知らせ」では、実際に消費生活センターに寄せられたご相談や、注意してほしい契約トラブルなどについての情報を皆さまにお伝えしています。

悪質な「身に覚えのない請求」に注意！

請求の名目

「有料サイト利用料金」「デジタルコンテンツ利用料」「出会い系サイト利用料」「総合情報サイト登録料」など、様々です。

請求手段と内容

電子メールやショートメール、はがき、封書など、いろいろな手段が使われています。「入金がない場合には自宅、勤務先、学校に出向く」「支払わないと裁判所から回収に行く」など、不安をあおる文言が使われているケースがほとんどです。

利用した覚えのない架空の請求を受けているがどうしたらよいかという相談が、消費生活センターに多数寄せられています。

請求の差出人

そのサービスを提供したと称するサイトの運営者や通信会社を名乗るだけでなく、法務省が許可した債権回収会社と同一または類似の名称を名乗ったり、弁護士や司法書士、調査会社を名乗ることもあります。

架空請求への対処法はこちら

★利用した覚えがなければ払わない！

まったく根拠のない架空請求が横行しています。これらは、何らかの名簿を入手した悪質業者が、その名簿に基づき、アトラダムに根拠のない請求書や電子メールを大量に送っているものと思われます。

請求書や電子メールには、「強制執行」「信用情報に登録」など不安をあおるような脅し文句が書いてあることもあります。決して支払わずに放置し、脅し文句にひるまないようにしましょう。

★消費生活センターに相談する！

請求書や電子メールの内容について不明な点等があれば、消費生活センターにご相談ください。

※相談先は下記のとおり

強制執行!?

裁判所!?

差し押さえ!?

注意!

「救済」「解決」もウソ!!

請求書や電子メール上に「〇〇救済センター ☎ × × - △ △ △ △」などと書いてある場合があります。連絡をしてしまうと「救済センター」等を名乗る相手も悪質業者であり、「解決するには〇万円払うように」などと言い、個人情報なども聞き出そうとするケースがあります。

絶対に連絡しないでください！

発行：長岡市立消費生活センター

〒940-0062 長岡市大手通 2-2-6 ながおか市民センター 2 階

相談電話 0258(32)0022 FAX 0258(39)5050

相談時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00～16:30